

秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和 2 年 9 月 1 0 日 技管 - 3 0 1)</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(モデル工事の対象工種)</p> <p>第 5 条 モデル工事の対象となる工種は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 土工 (2) 舗装工</p> <p>第 6 条～第 14 条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第 15 条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は、<u>次に掲げるものを適用する。</u></p> <p>(1) 秋田県 I C T 活用モデル工事 (土工) 実施要領 (実施編) (2) 秋田県 I C T 活用モデル工事 (土工) 実施要領 (積算編) (3) <u>秋田県 I C T 活用モデル工事 (舗装工) 実施要領 (実施編)</u> (4) <u>秋田県 I C T 活用モデル工事 (舗装工) 実施要領 (積算編)</u></p> <p>2 <u>ただし、次に掲げるものは適用しない。</u></p> <p>(1) <u>前項第 1 号のうち、「1-1 概要」、「1-3 I C T 活用モデル工事における土工」及び「4-3 工事費の積算」</u> (2) <u>前項第 3 号のうち、「1-1 概要」、「1-3 I C T 活用モデル工事における舗装工」及び「4-3 工事費の積算」</u></p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 3 年 9 月 9 日 技管 - 3 3 3 一部改正) この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 4 年 3 月 1 日 技管 - 6 9 3 一部改正) この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則 (令和 5 年 3 月 2 日 技管 - 1 1 2 0 一部改正)</u> <u>この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">秋田県簡易型 I C T 活用モデル工事試行要綱 (令和 2 年 9 月 1 0 日 技管 - 3 0 1)</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(モデル工事の対象工種)</p> <p>第 5 条 モデル工事の対象となる工種は、土工とする。</p> <p>第 6 条～第 14 条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第 15 条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事に関し必要な事項は「秋田県 I C T 活用モデル工事 (土工) 実施要領 (実施編)」及び「秋田県 I C T 活用モデル工事 (土工) 実施要領 (積算編)」を適用する。ただし、「秋田県 I C T 活用モデル工事 (土工) 実施要領 (実施編)」の「1-1 概要」、「1-3 I C T 活用モデル工事における土工」及び「4-3 工事費の積算」は適用しない。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 3 年 9 月 9 日 技管 - 3 3 3 一部改正) この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 4 年 3 月 1 日 技管 - 6 9 3 一部改正) この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>